

# トラック・物流Gメンの活動及び 物流事業者に関連する最近の法改正等の動き等について

---

東北運輸局宮城運輸支局

# トラック・物流Gメンについて

---

# トラック・物流Gメンの活動と最近の動き

## ■トラック・物流Gメンとは

- ✓ トラック・物流Gメンは、物流2024年問題の解決を目指すため2023年7月に国土交通省が創設した調査・指導部隊
- ✓ 様々な手法による情報収集や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者等に対する是正指導を実施
- ✓ 2024年11月より、倉庫業者を情報収集対象に追加
- ✓ 各都道府県トラック協会のGメン調査員とともに、総勢360名規模で活動



## ■働きかけ等の累計実施件数（R1.7～R7.11）と主な違反原因行為

- 勧告 : 5件（荷主3、元請1、その他1）
  - 要請 : 195件（荷主106、元請83、その他6）
  - 働きかけ : 2,194件  
（荷主1,540、元請554、その他100）
- ⇒ **計2,394件**の法的措置を実施

- 長時間の荷待ち（47%）
- 契約にない附帯業務（21%）
- 運賃・料金の不当な据置き（16%）
- 無理な運送依頼（7%）
- 過積載運送の指示・容認（5%）
- 異常気象時の運送依頼（4%）

## ■Gメンアシスタント事務局の設置（R7.9）

- ✓ 「トラック・物流Gメン」の活動をより効果的に実施するため、Gメンアシスタント事務局を設置。
- ✓ Gメン活動で得た情報から、違反が発生する可能性が高い傾向等を把握し、効果的な是正指導に繋げるための調査・分析を行う。
- ✓ セミナー開催、メディア配信、改善事例集の配布を通して、荷主等の行動変容を図る。

## ■集中監視月間の実施（R7.10～11）

## ■公正取引委員会や中小企業庁との連携強化

- ✓ 本年5月に公布された取適法を契機として、荷主・元請事業者等に対する一層の価格転嫁・取引適正化の推進のため、取適法等の施行を見据えた公正取引委員会や中小企業庁との連携を強化。

## ■違法な白トラ対策

- ✓ 本年6月に成立したトラック適正化2法において、荷主等の違法な「白トラ」の利用に対する是正指導が新設されたことから、法施行後にプッシュ型の情報収集を開始し、加えて荷主等への周知を強化。

## ■ 荷主等の行動変容



STOP!トラハラ トラック・物流Gメンは見ています編

「STOP!トラハラ」過積載・過労運転防止プロジェクト  
チャンネル登録者数 47人

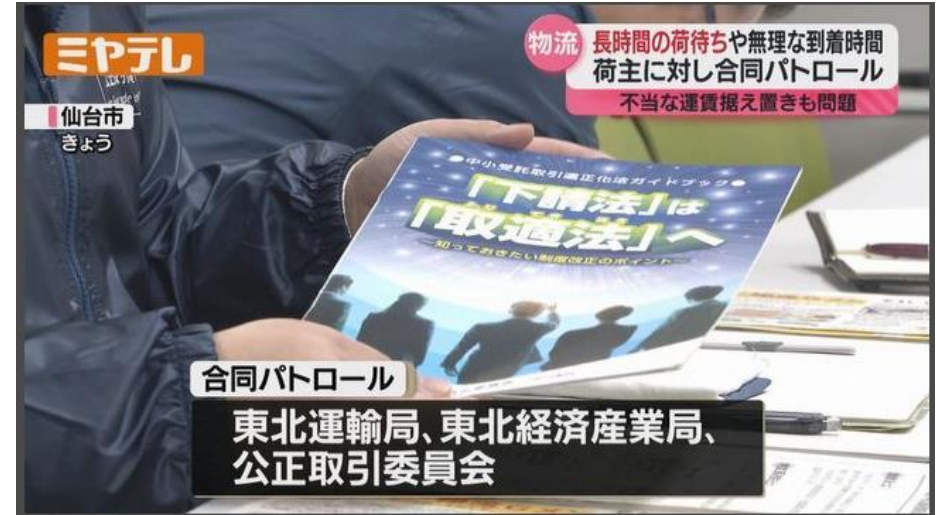
チャンネル登録



## ■ 集中監視月間における情報収集、荷主訪問の実施



## ■ 公正取引委員会や中小企業庁との連携強化



## ■ 違法な白トラ対策

**荷主等の皆様** **白ナンバーのトラック**に  
有償で貨物の運送を委託してませんか？

貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、  
有償で貨物の運送を行うことは違法です。

**令和8年4月1日から**  
新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償  
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車  
運送事業法違反**となる可能性があります。

違反した場合は  
**100万円以下の罰金**

事業用

白ナンバー

国土交通省

荷主等の皆様にご注意いただきたいこと

- 法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託しては**いけない**<sup>※2</sup>ことが明確化されました。  
※2：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能なる場合があります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック、ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）
- 荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。
- 違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、**令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象**となります。

「トラック・物流Gメン」とは…  
適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談  
最寄りの地方運輸局窓口までお問い合わせください。

# 宮城運輸支局におけるトラック・物流Gメンの活動

## ■ 中国運輸局との合同Gメンパトロール (R7.9)

- ✓ 中国運輸局・東北運輸局・宮城運輸支局の合同にて、宮城県内の物流及び荷主企業に対しGメンパトロールを実施。



## ■ ドライバーからの情報収集、Gメンパトロール (R7.10~11)

- ✓ トラックドライバーへの周知・聞き取り、宮城県内の物流及び荷主企業に対しGメンパトロールを実施。



- 国土交通省では、令和7年10月、11月をトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する疑いのある荷主や元請事業者に対する監視活動を強化。
- 昨年8月に国土交通省が実施した悉皆調査などを基にトラック事業者への情報収集を実施。その結果、適正な取引を阻害する疑いのある荷主に対して「働きかけ」等の是正指導を実施。

## 令和7年度集中監視月間中の是正指導実施件数

- ・要請 0件
- ・働きかけ 8件

### <違反原因行為の割合>

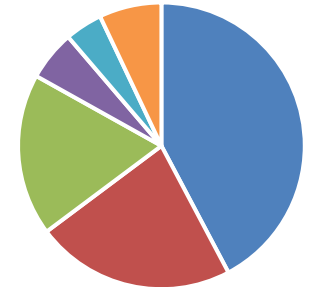
- ・長時間の荷待ち 60%
- ・契約に無い附帯業務 30%
- ・運賃・料金の不当な据置き 1%
- ・過積載運送の指示・容認 1%
- ・異常気象時の運送依頼 10%
- ・無理な運送依頼 1%

<参考> ※令和元年7月~令和7年11月までの累計

- ・要請 5件
- ・働きかけ 54件

### <違反原因行為の割合>

- ・長時間の荷待ち 42%
- ・契約に無い附帯業務 23%
- ・運賃・料金の不当な据置き 18%
- ・過積載運送の指示・容認 4%
- ・異常気象時の運送依頼 7%
- ・無理な運送依頼 6%



- 違反原因行為の割合は「長時間の荷待ち」が多く、次いで「契約にない附帯業務」。  
要因としては、長年の商慣行、荷主との関係性によるものと考えられる。

昨年6月11日に公布された、トラック適正化2法により、トラック事業者に対し「適正原価」を下回る運賃・料金の収受に制限(継続して下回らないこと)が課される(公布から3年以内)こととなり、**適正原価を支払わない荷主についても、違反原因行為に該当するものとして是正指導の対象**となる予定。

## 是正指導の種別

- <勸告>: 要請を過去3年以内に受けた荷主であって、なお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められる荷主に対し発出。  
「荷主名」「概要」が公表される。【国土交通本省において荷主の本社宛手交。改善計画の報告が必要】
- <要請>: 違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められる荷主に対し発出。  
【地方運輸局において、当該営業所宛て発出。事実の有無について確認、事実の場合には改善計画の報告が必要】
- <働きかけ>: 違反原因行為をしている疑いのある荷主に対し発出。トラック事業者が法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を求める内容。【地方運輸局において、当該営業所宛て発出。】

- 集中監視月間において、荷主に対し、長時間荷待ちの解消等、荷主が配慮することの重要性への理解など、違反原因行為の未然防止の観点から周知活動（パトロール）を実施。
- ドライバー・倉庫事業者に対し、トラック・物流Gメンの制度や情報提供の呼びかけを中心に、管内各県各地において周知活動を実施。

### <荷主パトロール（周知啓発）> 管内計22回70社訪問

荷主企業が集中している地域を中心にトラック運転者の現状や、トラック・物流Gメンの取り組み、昨年6月に成立したトラック適正化2法による今後の動きなどを周知。

また、**公正取引委員会東北事務所、東北経済産業局と3者合同での荷主パトロール**も実施し、上記周知のほか取適法・振興法の説明等、物流業界全体の取引適正化について周知。

荷主企業については、本社ではある程度理解しているものの、支店については本社指示で物流効率化等の取り組みとして進めており、Gメンや制度自体の存在は知らないという企業も散見。引き続き、特に支店、中小企業を中心に取り組みを進めていく。

### <ドライバーへの周知> 7回（7箇所）で実施

物流施設や、国道などの道路沿い駐車スペース（車輪脱落防止街頭点検実施時）においてトラック・物流Gメンへの情報提供の呼びかけ等を実施。

### <倉庫事業者等への周知> 10者訪問

仙台市卸町周辺の倉庫事業者を巡回し周知活動。ほか、宮城県倉庫協会と意見交換を実施。



公正取引委員会、東北経済産業局との合同パトロール  
（出発前の打ち合わせの様子）



上：宮城県倉庫協会  
との意見交換  
下：倉庫事業者巡回



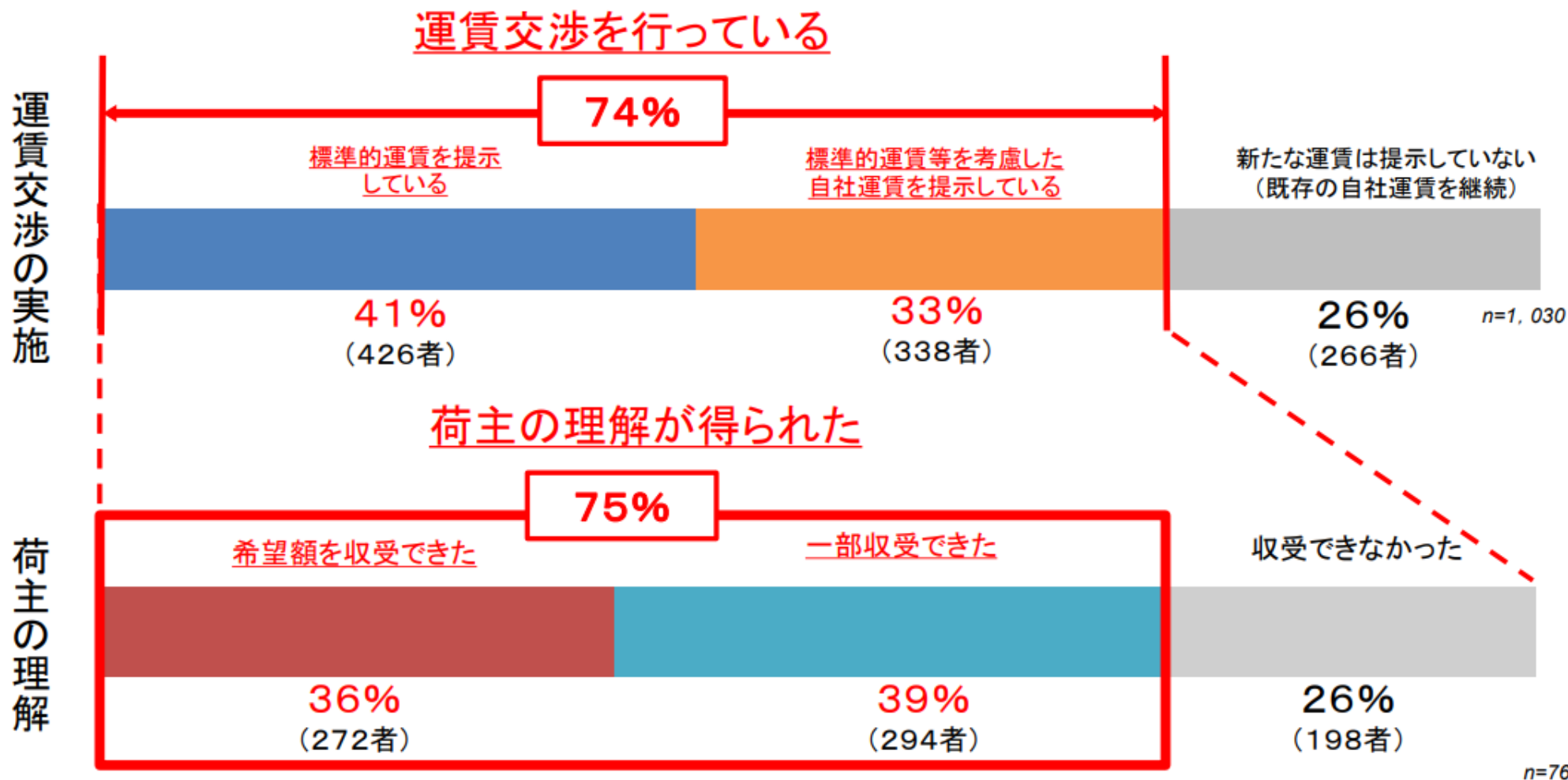
ドライバーへの周知（山形県東根市内）

# 標準的な運賃について

---

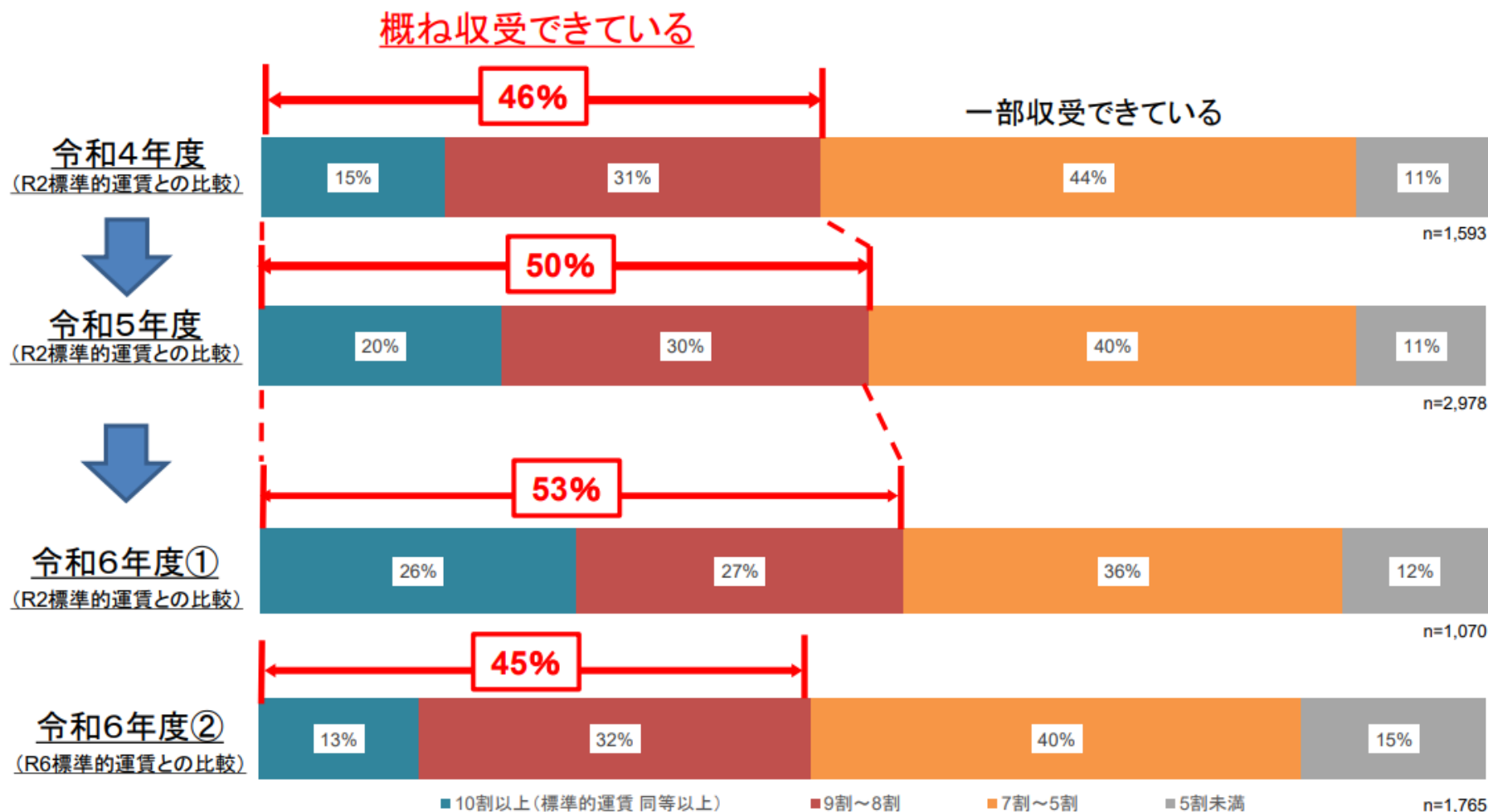
# 標準的運賃に係る実態調査の結果(令和6年度)

- 運送事業者の運賃交渉の状況や、運賃交渉に対する荷主の理解について調査
- 運賃交渉を行っている事業者は全体の74%、そのうち荷主の理解が得られた事業者は75%である一方で、残りの26%は「希望額の収受ができなかった」と回答していることから、引き続き荷主の理解のための周知・啓発が必要である。



# 標準的運賃に係る実態調査の結果(令和6年度)

- 「標準的運賃」と実際に収受できた運賃との乖離率を調査
- 令和6年3月に「標準的運賃」の改定があったため、令和6年度において「概ね収受できている」事業者は減少したものの、改定前の「標準的運賃」と比較した場合、「概ね収受できている」割合は増加しており、適正な運賃収受への理解は進んでいる。



# 物流事業者に関連する最近の法改正等の動き について

---

# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

(公布日：令和6年5月15日)

## 背景・必要性

- 物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
  - ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性。
  - ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- 軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。  
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

一部を除き令和7年4月1日施行

【流通業務総合効率化法】

- ①**荷主**\*1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

\*1 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- 上記①②のうち一定規模以上のも（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告等**を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。⇒令和8年4月1日施行
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。⇒令和8年4月1日施行

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】〈パレットの導入〉



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付等**を義務付け\*2。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

\*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

令和7年4月1日施行

（公布日：令和6年5月15日）

## トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けた基本方針のポイント

○**令和10年度まで**に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、**以下の目標の達成**を目指す。

- ① 全国のトラック輸送のうち **5割の運行で荷待ち・荷役等時間を1時間短縮し、ドライバー1人当たり年間125時間の短縮**
- ② 全国のトラック輸送のうち **5割の車両で積載効率50%**を目指し、**全体の車両で44%への増加**を実現

## 荷主・物流事業者の努力義務・判断基準等のポイント

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準**を策定。

### ① 積載効率の向上等

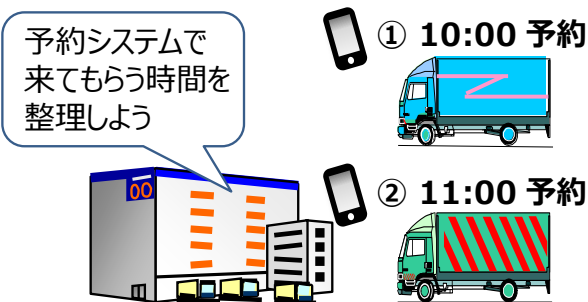
- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

### ② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

### ③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による 荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

○上記①～③の取組状況について、国が判断基準に基づき、**指導・助言、調査・公表**を実施。

# 改正物流効率化法の規制的措置のポイント（2年目施行分）

令和8年4月1日施行

（公布日：令和6年5月15日）

## 特定事業者の指定基準等のポイント

○全体への寄与度がより高い**大手の事業者が指定**されるよう、以下の**指定基準値を超える事業者を「特定事業者」として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

### <特定事業者の指定基準値>

#### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
（上位3,200社程度）

#### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
（上位70社程度）

#### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
（上位790社程度）

### <中長期計画・定期報告の記載内容>

#### 中長期計画

- （1）実施する措置
- （2）実施する措置の具体的な内容・目標等
- （3）実施時期 等

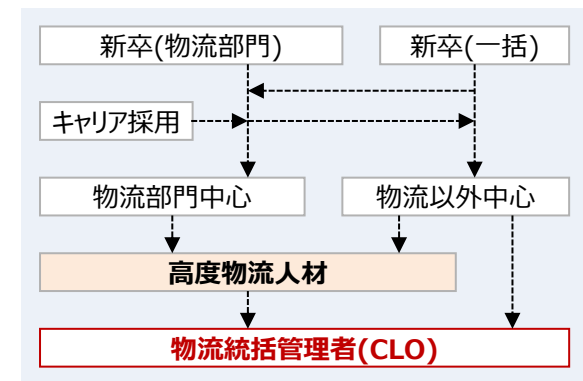
#### 定期報告

- （1）事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
- （2）判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
- （3）荷待ち時間等の状況【荷主等】

○特定事業者のうち**荷主・連鎖化事業者**には、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある**役員等の経営幹部**から、以下の業務を統括管理する**物流統括管理者（CLO※）の選任を義務付け**。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

※Chief Logistics officer



物流統括管理者のキャリアパス（イメージ）

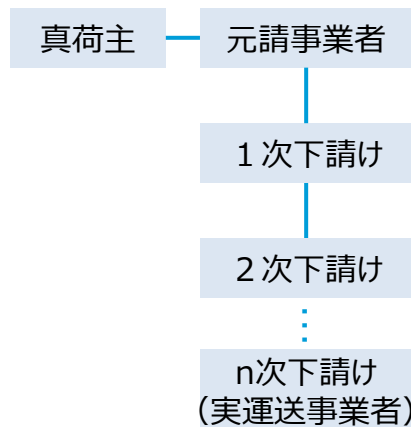
令和7年4月1日施行

## トラック事業者の取引に対する規制的措置

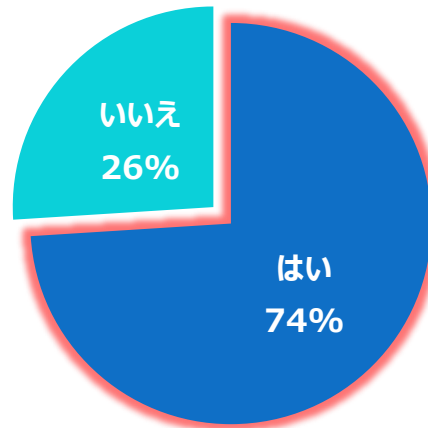
- **運送契約締結時**に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付**を義務付け\*。【法第12条、第24条第2項・第3項関係】
- 利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務**\*を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する**運送利用管理規程**の作成・**運送利用管理者**の選任を義務付け。【法第24条第1項、法第24条の2～第24条の4関係】
- **元請事業者**に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け。また、**各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を義務付け。【法第24条の5関係】

\* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

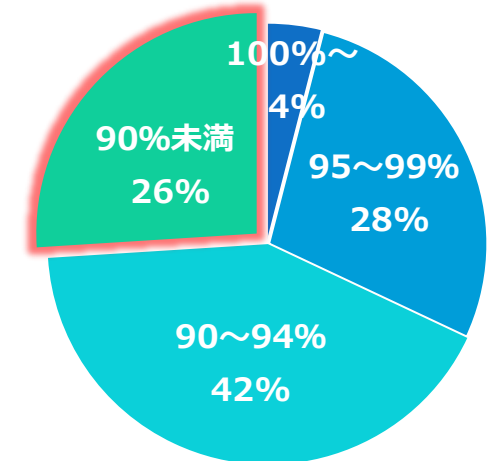
----- 【多重下請構造のイメージ】 -----



----- 【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】 -----



----- 【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、  
請け負った金額の概ね何%か】 -----



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。  
(令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)

# トラック適正化二法関係（R7.6.4成立）貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

## 貨物自動車運送事業法の一部改正

### 1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

### 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

### 3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

### 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては是正指導も実施

## 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

### 1. 基本方針の策定

#### (1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

#### (2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

### 2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

### 3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置  
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

# トラック適正化二法のポイント

## 1. 事業許可の更新制度の導入

- **トラック運送事業の許可**は、**5年ごとに更新**を受けなければ、効力を失う。
- **許可基準**に、「**法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること**」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、**許可更新に関する事務の一部を独立行政法人に行わせる**ことができる。

## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

- **国土交通大臣**は、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、**燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料**、事業を継続して遂行するために**必要不可欠な投資の原資**、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、**「適正原価」を定め、告示**することができる。

# トラック適正化二法のポイント

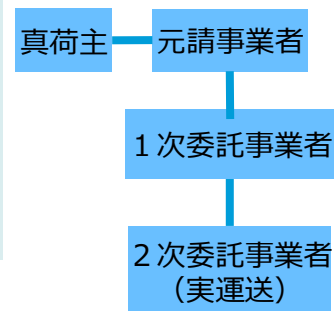
## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- **トラック運送事業者**は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 <受注者の義務>
- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 <発注者の義務>

## 3. 委託次数の制限

- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### <今後の取引構造>



元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、「2次請け」=再々委託までに制限するルールを設けること等が必要となる。

# トラック適正化二法のポイント

## 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

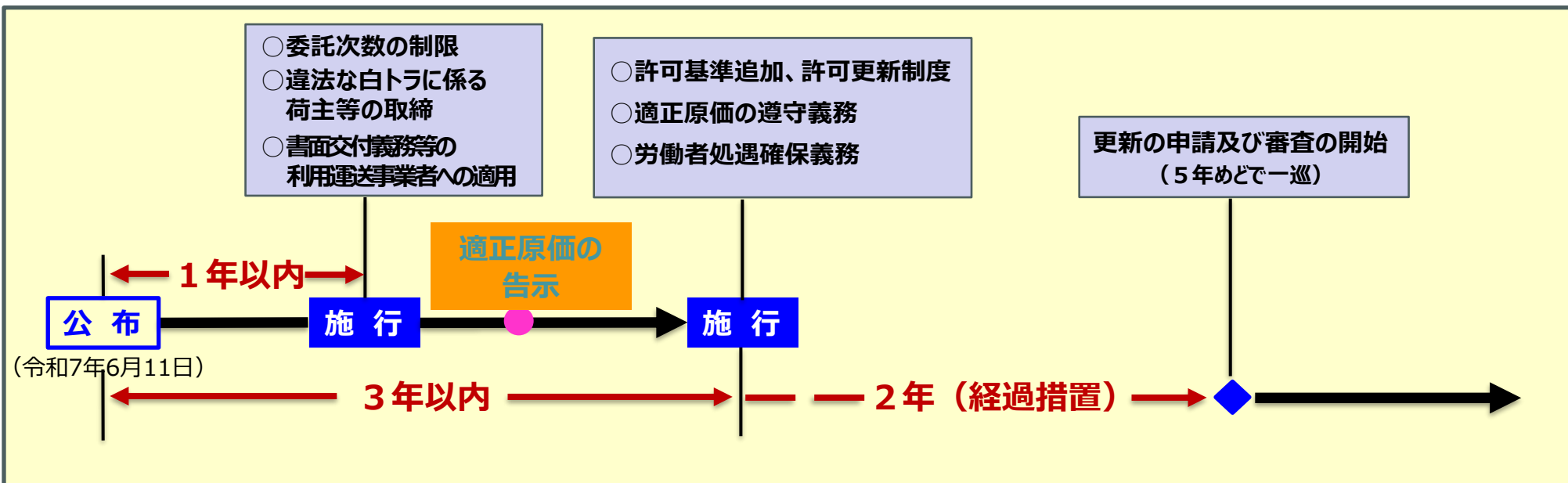
- **何人も**、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。  
(これに違反した者は、**100万円以下の罰金**に処する。)
- **違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等**に対しては、トラック・物流Gメンが是正指導を行うことができる。  
→違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、荷主等に対し、是正指導（要請、勧告、公表）を実施

## 5. その他

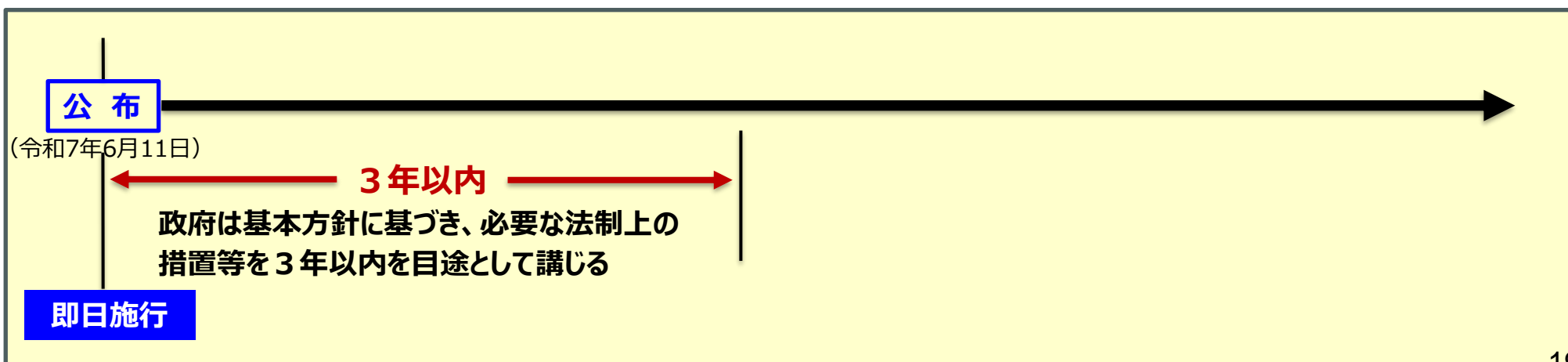
- トラック運送事業法に、労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、関係閣僚等から成る「物流政策推進会議」と、その下に実務者会議を設置。

# トラック適正化二法のポイント（※施行時期）

## 【貨物自動車運送事業法】



## 【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



# 自動車運送業分野の特定技能制度について

---

# 特定技能外国人制度



- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：350,706人（令和7年8月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：4,407人（令和7年8月末現在、速報値）

（特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、**自動車運送業**、鉄道、（16分野）**農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業**（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。））



## 特定技能1号のポイント

在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

## 制度導入状況（自動車運送業分野）R7.6末

地域別	国別 計	中国	ベトナム	ミャンマー	モンゴル
		計	4	1	1
埼玉県	3	1	1	1	
千葉県	1	1			
愛知県	4				4
滋賀県	1	1			
大阪府	1	1			

### ①人材紹介費

1人あたり～60万円程度

- ・採用時に1度のみ発生
- ・採用ルート・求める人材のレベル（日本語能力等）による
- ・理論年収による変動をさせずに、「〇円」という取り決めにすることが一般的
- ・一般的に、早期退職に対する返金規定がある

### ④寮の手配費

エリア等による

- ・初期費用は入居時に1度のみ発生、家賃を会社負担する場合は毎月発生
- ・法人契約の場合、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等を外国人に負担させることは不可
- ・家賃・管理費・共益費・水道光熱費等の実費（全部または一部）を外国人に負担させることは可
- ・家具家電、WiFi等についても、企業側で準備することも一般的

### ②支援委託費

月額～5万円程度

- ・毎月の支援に対して発生
- ・サービスに見合った金額であるかの確認が必要

### ⑤渡航/国内移動費

～15万円程度

- ・基本的には配属の際に1度のみ発生
- ・出発するエリア・時期により幅が出るが、航空券代は～10万円程度
- ・LCCの利用、出発・到着時間の工夫で安く抑えられる場合もある

### ③ビザ取得費用

印紙代：4,000円  
委託費：～20万円程度

- ・ビザ取得・更新の都度発生
- ・入管への申請で必ず発生する費用
  - 海外採用の場合：無し（在留資格認定証明書の郵送代のみ）
  - 国内採用・ビザの更新の場合：収入印紙代4,000円
- ・書類作成・申請を委託する場合（手続きが煩雑なため、委託が一般的）
  - 1名・1回の申請あたり～20万円程度。

### ⑥その他

主に実費

- ・支援にかかる交通費等の実費を企業が負担することになっている場合
- ・日本語教育・日本人との交流支援等にかかる費用が、登録支援機関に支払う月々の支援費に含まれていない場合（テキスト代など）
- ・独自の教育・サポート・イベント等を行う場合

## 【導入コストの目安】

公益社団法人全日本トラック協会  
「自動車運送業分野 トラック区分における  
特定技能外国人受け入れの手引き」より